

2016年5月12日13:30-  
@衆院内第16控室

## 第5回 民進党・平成28年熊本地震災害対策本部会議 次第

13:30 開会  
司会

### 1 挨拶

### 2 申入れ・提案に対する対応について各省庁からヒアリング

財務省  
内閣府（防災）  
国交省・気象庁・観光庁  
農水省  
経産省  
厚労省  
文科省  
総務省・消防庁  
警察庁  
防衛省  
原子力規制庁

### 3 質疑

### 4 まとめ

14:30 閉会

平成 28 年 4 月 20 日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

自由民主党 幹事長

谷垣禎一 殿

## 平成 28 年熊本地震災害に関する緊急申し入れ

民進党 平成 28 年熊本地震災害対策本部  
本部長 岡田克也

民進党は、4 月 14 日より発生している地震を受け「民進党・平成 28 年熊本地震災害対策本部」を立ち上げ、関係省庁からのヒアリングや地元県連からの報告による被害状況の把握と、被災者の方々の緊急要望等の集約を行ってきた。

民進党としても政府に協力を惜しまず、被災者支援と復興をさらに効果的なものとするため、以下の提言を申し入れるものである。

### 1. 被災者の救助及び支援

現在も安否不明となっている方々について、二次災害等が予測される中、困難な作業であるが、自衛隊を現地に増派するなど、人命を最優先として早期発見及び救助等に全力を尽くすこと。

### 2. 激甚災害の指定

被災者等の方々は、生活拠点、生活手段など今後の展望等について強い不安を感じている。そのため、一刻も早く「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害指定を行い、当該地方公共団体や被災者の方々等に対する財政的支援を図ること。指定に先立ち当該地方公共団体からの意見聴取をきめ細かく行うこと。

### 3 緊急災害対策本部への改組

4 月 14 日に設置された政府の非常災害対策本部は、河野太郎・内閣府特命大臣が本部長を務めている。4 月 16 日の本震で被害がさらに拡大し、10 万人を超える避難者がいるにも拘わらず、政府は緊急災害対策本部に切りかえず、河野大臣は TPP に関する国会審議に対応している。政府を挙げた

震災対応の体制を確立すべく、総理を本部長とする緊急災害対策本部に改組すること。

#### 4. 政府現地対策本部の拡充・強化

被災地においては、県や市町村職員等の方々が全力を尽くしているが、災害の規模が大きく広範囲にわたるため、避難者の方々の支援が遅れている面もある。そのため、政府の現地対策本部の機能・人員を強化し、大規模災害対応のノウハウを持つ、内閣府や各省庁の担当者を現地の市町村に早急に派遣し、下記のような情報収集と自治体の活動支援を行うこと。

- ① 救援物資等の集約・分類、各市町村や避難所への配布について、配送手段を含めた計画的な実施と、新たな具体的手法を確立すること。
- ② 乳幼児、子供、高齢者、病院患者、障がいを持つ方など、社会的弱者の方々が必要とする物資や情報提供について、特別な対応をすること。
- ③ 物資供給や被災者生活支援などに関するノウハウを持つN P Oや民間団体の活動を支援し、自治体との連携が速やかにとれるよう協力体制の整備を進めること。

#### 5. 被災者生活支援の強化

被災者の生活支援を強化するために、下記の措置を講ずること。

- ① 二次災害の危険性、避難計画、避難場所、生活必需品の配布場所や時間、通行可能な道路及び利用可能な公共交通手段など、被災者の方々が必要とする情報を確実に提供し、周知徹底する体制を確立すること。
- ② 病院入院・通院患者、老人関係施設、児童養護施設等の方々の避難先の確保及び迅速かつ安全な移動をさせること。
- ③ 避難所での感染症の予防、パーテーション設置やトイレの確保、常備薬の確保と供給、子どもや高齢者の心理ケア、P T S D対策など被災者に寄り添った支援を進めること。
- ④ 避難所以外での場所や車中生活等を余儀なくされている方々のエコノミークラス症候群の防止策をはじめ、必要な支援（弹性ストッキングの配布）や情報提供を行うこと。
- ⑤ 避難所が設置されていない孤立地域への物資・食料などの供給に留意すること。
- ⑥ 広域避難体制の確立にむけた自治体間連携や、旅館・ホテルなど民間施設の借り上げによる一時避難先等の確保をはかること。被災者支援や復旧活動の経験を有する自治体職員の被災市町村への派遣等を進めること。

## 6. ライフライン、交通インフラ等の早期復旧

ライフライン、交通インフラ等の復旧は、被災者支援及び生活再建のために不可欠なものである。そのため、下記の事項について早急な対応及び支援を行うこと。

- ① 断水、停電が発生し、今なお復旧していない地域における、電気・ガス・水道等の早急な復旧のための支援をすること。
- ② 預金等の引き出しについては柔軟に対応するよう金融機関に指導すること。
- ③ 熊本空港や高速道路や幹線道路、鉄道などを早期復旧させるための支援を行うこと。
- ④ 災害廃棄物の迅速な処理に向け、広域処理を含む必要な支援を実施すること。
- ⑤ 農林業被害や観光業における損害について早急に把握し、対応策を講ずること。

## 7. 川内原発等について

稼働中の川内原発について、更なる地震が発生した場合の安全性を不安視し、一時停止を求める声もある。こうした不安に応え、川内原発に影響を及ぼす地震が発生した場合に備え、従来の地震等に関する想定が正しいのか否か、本当に想定通りの避難が出来るのか、避難先の受け入れ態勢は十分なのか等を再検証すること。また、それらの情報提供を十分にはかること。

以上

## 「平成28年熊本地震災害に関する補正予算」編成等にあたっての特別要求項目

政府・与党に対して、以下の施策については、特に配慮して取り組むよう求める。

### **被災者に寄り添うきめ細かな対策**

- 東日本大震災における民主党政権の取り組みを踏まえ、公共事業等のハード面のみならずソフト面も含め、きめ細かな対策を打つ。
  - ・生活不安や避難生活での心身の疲労やストレスへの対する心のケア対策
  - ・乳幼児、児童、生徒等に対するカウンセラーの派遣支援強化
  - ・病院入院・通院患者、老人関係施設、児童養護施設等の方々の今後の長期的な避難先の確保
  - ・福祉施設など定員以上の人員を収容している施設に対する財政支援の実施、及び福祉人材の派遣元へ要する費用の財政支援
  - ・ボランティア・NPOによる支援促進のためのスキーム
  - ・学校施設・設備の早期復旧のための支援
  - ・被災地の高速道路について無料化の実施

### **復興の象徴として熊本城を修復**

### **被災者生活再建支援制度の拡充**

- 被災者生活再建支援金の額を引き上げ。(最高額300万円から500万円に)
- 支給対象に係る範囲を、大規模半壊から半壊にまで拡大

### **災害救助法の弾力運用**

- 災害救助法について特別基準を設定。また、弾力運用を認める早急な通達を発出。特に、旅館・ホテルなどの民間施設を借り上げた際の避難期間等の弾力的運用、また、みなし仮設住宅の確保(広域での空家住宅・賃貸住宅の借り上げ等による住宅確保)
- 仮設住宅の建設に際し、耐震性の確保、子ども、高齢者、障がい者等のバリアフリー等の生活環境の整備

### **女性職員の派遣支援拡大**

- 震災経験豊富な地方公共団体職員の派遣に対する支援。
- 国が女性職員を率先して派遣するとともに、地方公共団体等が女性職員を派遣した際の支援
- プライバシーへの確保など避難所運営における女性に配慮した対応

### **財源の確保**

- 震災の復旧、復興に迅速に取り組みながらも既存の歳出の見直しなど、適切な手段により、財源を確保する。

# 「平成28年熊本地震災害に関する補正予算」編成等にあたっての重点要望事項（案）

## 1. 補正予算の早期編成、被災者生活支援・災害復旧等に係る財政支援

- ・熊本地震災害に関する第一次の補正予算の早期編成・成立
- ・大規模な地震・甚大な被害に鑑みた十全な予算額の確保
- ・東日本大震災における民主党政権の取り組みを踏まえ、公共事業等のハード面のみならずソフト面も使用可能な裁量度の高い予備費を創設。
- ・地方交付税の前倒し交付、災害対応の特別交付税の増額

## 2. 被災者生活及び再建支援

### ① 被災者生活再建支援制度の拡充

- ・被災者生活再建支援金の額を引き上げ（最高額を300万円→500万円）
- ・支給対象に係る範囲を、大規模半壊から半壊にまで拡大
- ・被災者生活支援法人に対する国庫補助の割合の引き上げ

### ② 災害救助法の弾力運用

- ・災害救助法について、特別基準の設定
- ・法律の弾力運用を認める早急な通達

### ③ 当面の生活拠点の確保

- ・非公式避難所について、場所の早急な把握と支援物資配布
- ・長期避難所の確保
- ・用地確保の迅速化・適正化策も含めた仮設住宅等の早急な建設
- ・広域での空家住宅・賃貸住宅の借り上げ等による住宅確保
- ・旅館・ホテルなどの借り上げによる避難先等の確保、避難期間等の弾力的運用

### ④ 当面の資金的援助

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・遺族への弔慰金・被災者への障害見舞金の支給
- ・生活福祉資金、災害援護資金等の貸付
- ・弁護士相談等の無料化
- ・二重ローン発生時における返済猶予
- ・預金等の引き出しについて金融機関が柔軟に対応するよう指導

## 3. いわゆる社会的弱者の方々に対する特別支援

- ・病院入院・通院患者、老人関係施設、児童養護施設等の方々の今後の長期的な避難先の確保
- ・福祉施設など定員以上の人員を収容している施設に対する加算措置の実施、人員の派遣元に対する財政支援
- ・今後の生活への不安や避難生活のための心身の疲労やストレスへの対する心のケアに関する万全の措置
- ・トイレなど利用状況・衛生状況の改善、ノロウィルスなど感染症対策等に対する万全の措置
- ・乳幼児、子供、高齢者、病院患者、障がいを持つ方など、社会的弱者の方々が

必要とする物資や情報提供について、特別対応の実施。プライバシーへの確保など女性、アレルギーを持つ方等へ配慮した対応

- ・病院、老人関係施設、児童養護施設等に対する、物資及び資金支援
- ・バリアフリーに対応した仮設住宅の建設

#### 4. ライフライン及びインフラ復旧

##### ①ライフライン復旧

- ・電気・ガス・水道、下水道等の早急な復旧のための支援

##### ②インフラ復旧

- ・高速道路や幹線道路、鉄道、空港等の早期完全復旧のための支援
- ・被災地の高速道路について無料化の実施
- ・災害廃棄物の迅速な処理のため広域処理を含む支援の実施
- ・地方自治体など庁舎等の補修・建て替えへの特別支援

#### 5. 産業復興支援

##### ①中小企業等支援

- ・事業の早期復旧と事業継続のため、政府系金融機関等による金融支援をはじめとした総合的支援の実施
- ・従業員の雇用維持のため雇用調整助成金等の拡充
- ・雇用保険の給付日数延長及び、雇用対策の実施

##### ②農林水産業等支援

- ・農林水産業施設等の災害復旧事業の早期実施
- ・経営困難な農林水産業従事者に対する特別支援の実施

##### ③風評被害対策

- ・観光をはじめとする風評被害に対する対策の強化

#### 6. 文教環境の早期復旧等

- ・学校施設・設備の早期復旧のための支援
- ・授業再開に伴う避難者の学校等の避難所からの移動等への対策実施
- ・乳幼児、児童、生徒等に対するカウンセラーの派遣、支援強化
- ・熊本城をはじめとする文化財等の早期復旧に向けた支援

#### 7. その他

- ・政府の現地対策本部の機能・人員の強化及び、大規模災害対応のノウハウを持つ、内閣府や各省庁の担当者の現地への派遣
- ・女性に対するケア充実等にも資する女性職員の派遣に対する支援
- ・宿泊地確保などボランティア・NPOを活用した支援の促進
- ・二次災害の危険性、避難計画、避難場所、生活必需品の配布場所や時間、通行可能な道路及び利用可能な公共交通手段など、被災者が必要とする情報の確実な提供及び周知徹底する体制の確立

<要望事項>

**川田龍平 参議院議員**

- ・東日本大震災時同様に、ALS 患者等に対して病院内でのヘルパーの付き添いを認めること。（現在審議中の障害者総合支援法改正案の前倒し実施）
- ・仮設住宅、復興公営住宅はバリアフリーを基本とすること。住宅の計画策定と実施には、障害当事者を含む専門家を参加させること。
- ・公営住宅の一次提供や民間賃貸住宅借上などのいわゆるみなしふ設住宅の提供に関する情報は、障害者とその団体に確実に伝え、バリアフリー化された住宅が必要な障害者・高齢者に優先的に確保させるなどの配慮を行うこと。
- ・要援護者登録制度の全国的な整備の再確認と、災害時に要援護者データを提供できない場合は、障害者手帳所持者データを速やかに提供するしくみを法的に整備すること。
- ・避難所における情報保障を図るために、CS 障害者放送統一機構の提供している「アイドラゴン」を設置すること。

**小林正夫 参議院議員**

現地へは、5月16日（月）に出向く予定ではありますが、事前に現地より要望事項が入っておりますので参考に送付させて頂きます。

- ・被災者・避難者のメンタルケアについて、国からの支援をお願いしたい。  
災害発生直後は、メディアも含め全国からの関心が被災地に寄せられており、被災者も気が張っている状況にあるが、時間の経過とともに様々な不安に襲われ、メンタル不調者が出てくるものと予想される。  
東日本大震災時の好事例や専門家からの助言も含め、被災者へのメンタルケアに万全を尽くして欲しい。
- ・パーク＆ライドによる交通規制と渋滞の解消等を検討して欲しい。  
復旧。復興のために、あらゆる分野で人が熊本地方に流入していることから、慢性的な渋滞が発生している。緊急度・優先度の高い移動や流通に支障を及ぼしていることから、パーク＆ライドの発想による交通量のコントロールができるのか。
- ・また、ライフラインについては仮復旧の状態につき、今後本復旧が進められますが、公道における車両の多数駐車や長時間作業が想定され、近隣住民や往来者に迷惑がかかることになります。この点について道路使用許可などにおける作業条件の緩和について配慮いただければと思います。

<課題メモ> (4/28 作成)

**神山洋介 衆議院議員**

調査日：4月 23 日(土)・4月 27 日(水)

- ・東日本大震災のような面の災害でなく、帶の災害であり、被害は断層直上に集中している。
- ・東日本大震災震災のイメージを前提とすると対応を誤る。（プレート型地震と断層型地震の違い）
- ・当初の物資搬入や人員投入に関する政府対応の不備は、ここに起因している。
- ・16 日未明の地震（2 回目の震度 7）のあと、1 回目を「前震」、2 回目を「本震」と入れ替えた点は、以下の点で検証が必要である。
- ・15 日に政府が強調していた「被災者の屋内避難」が二次被害による圧死を招いた側面がないか。（犠牲者ごとの日付・死因検証が必要＝別添資料参照）
- ・物資搬入の混乱は 100 万食単位の基幹物流（熊本陸上競技場まで）の問題でなく、そこから避難所（約 1000）へのラストワンマイルへの人材投入遅れであった。
- ・激甚災害指定は自治体による復旧費用のかさ上げ（9 割まで）担保であり、応急対処の財源担保にはならない。
- ・応急対処フェイズの制度問題があるとすれば、災害救助法の問題である。
- ・間接情報は益城や南阿蘇、それぞれの避難所ばかりに目がいくため、西原村のような中間地点、一定の被害はあるが今後の拠点となる周辺自治体（菊陽など）にも着眼すべきである。
- ・二次避難の手法について、余震の状況を見定めた複数オプションの想定が必要である。

余震継続 → 被災地内に確保しても解決にならない。

余震低減 → 自宅に帰れる方が増え、プレハブ建設等の必要性は限定的ではないか。

- ・みなし仮設、公的住宅、域内外宿泊施設など柔軟な運用をすべき。
- ・現地経済へのケアが不足している。（中小・観光・無料物資）
- ・ローカルインフラ（特に道路）の対応の遅れが復旧を阻んでいる。（基幹道路の復旧など）
- ・ボランティアの偏在が GW に顕在化する、災害ゴミや被災家屋の片づけ、避難所の運営等、円滑なボランティア・マネジメントのための官民連携スキームが必要である。

<調査報告>

**足立信也 参議院議員**

調査日：4月18日 別府、庄内、湯布院／4月19日 竹田、荻

別府：内部被害、商業被害、道路の亀裂、風評被害対策を。

庄内：断層地帯県道北側屋根瓦の落下が多い。内部被害、道路の亀裂。

湯布院：内部被害、商業被害、道路の亀裂、風評被害対策を。

有名旅館は早期の営業再開を行い、アピールしている。

竹田：内部被害、商業被害、道路の亀裂、風評被害対策を。

荻：熊本直結ルート多数。被害少ない。

豊肥線の復旧を荻駅までに(通学：竹田高校、三重総合高校)。

JR九州小林大分支社長に電話済。4月28日復旧。

九重：水源地が被害にあい、給水している。

※全体に避難者は夜間のみ、夜間の地震に対する不安。

屋外避難者が同数程度おり、弹性ストッキングの配布を。

観光業のホテル、旅館で解雇が起き始めている。

5月10日厚生労働委員会

雇用調整助成金の要件を緩和したことを周知するように要請。

**田城 郁 参議院議員 調査日：5月7日（土）**

熊本空港から益城町、熊本市、玉名市、福岡市を訪れ、各地域の社会福祉協議会の方々と地震災害についての意見交換と要望を受けました。

- ・先ずは、仮設や車中、簡易テントでの寝泊まりを余儀なくされている被災者に対する仮設住宅の早期建設の要望がありました。また2度の震度7によって倒壊した家屋内の整理が進んでおらず、ボランティアは二次災害防止の観点から黄札、赤札の建物に入れず整理することができません。多くの倒壊、半倒壊の建物内部は放置されたままであります。専門業者の対応が必要であることから国の対応が求められています。
- ・全国から多くのボランティアが応援にきているが、特にこれから仮設住宅に暮らす方々には心のケアができる体制が必要であります。精神保健福祉士等の人員配置と社会福祉協議会の人材増員の要望がありました。
- ・玉名市の市民の声：2度の震度7、特に2度目の揺れが大きく長かったことが心のトラウマになり、少しの揺れでも精神的に追い詰められ、多くの方々が地震による心理的恐怖心を感じています。
- ・特に年寄り世帯や障がいのある方々は移動がままならず、今も続く揺れに不安を感じながらいます。倒壊家屋の支援と心のケアの早期対応が求められています。